

学校教育法逐条メモ（安嶋彌旧蔵資料）とその活用可能性

小美野 達之

Introducing Hisashi Yasujima's Commentary by Article on School Education Law

Tatsuyuki OMINO

The Notes of Article-by-Article Commentary on School Education Law is the document written by former Ministry of Education staff Hisashi Yasujima and has been kept in his collection. Its microfilm is open to the public in Library of Education, National Institute for Educational Policy Research. However, previous studies have never referred to it. In this study, I deciphered his handwritten text on the Notes and examined the feature of each part of it. Mainly by comparing the description of the Notes and Yasujima's article published in 1983, I ascertained the following facts: (1) The Notes was written in the period between Autumn 1981 and March 1983; (2) the aim of making the Notes is to organize information for writing his paper published in 1983. Finally, I concluded that although the Notes contains some mistakes, it is the useful document that shows the ideas on School Education Law that policymakers of Ministry of Education had.

目次

1. 学校教育法逐条メモとは

1-1. 安嶋彌旧蔵資料目録と学校教育法逐条メモ

1-2. 学校教育法逐条メモの概要

2. 先行研究の状況と本研究の意義

2-1. 先行研究の状況

2-1-1. 佐々木らによる法及び規則の立案過程研究

等の内容

2-1-2. 安嶋自身による法の立案過程研究の内容

2-1-3. 本メモに関する先行研究

2-2. 本研究ノートの意義

2-2-1. 本メモの法及び規則の立案過程研究に対する影響可能性

2-2-2. 本メモの現在の法及び規則の解釈に対する影響可能性

2-2-3. 本メモの最初の研究としての本研究ノートの意義

3. 本メモの構成と記載の解説

3-1. 法1条の構成と記載の解説

3-2. 法13条の構成と記載の解説

3-3. 法43条の構成と記載の解説

3-4. 法49条の構成と記載の解説

4. 本メモの作成時期並びに本メモの性質及び役割

4-1. 本メモの条文部分、旧規定部分及び立案過程案部分の特徴及び成立時期

4-1-1. 条文部分の特徴と作成時期

4-1-2. 旧規定部分の特徴と成立時期

4-1-3. 立案過程案部分の特徴と成立時期

4-2. 本メモの説明部分の特徴

4-2-1. 法43条の説明部分の特徴

4-2-2. 法13条の説明部分の特徴

4-2-3. 法49条の説明部分の特徴

4-2-4. 法1条の説明部分の特徴

4-3. 本メモの作成時期並びに性質及び役割

5. 本メモの研究資料としての価値と活用可能性

1. 学校教育法逐条メモとは

1-1. 安嶋彌旧蔵資料目録と学校教育法逐条メモ

国立教育政策研究所教育政策・評価研究部の研究補助者であった荒井英治郎により、2009年（平成21年）、『安嶋彌旧蔵資料目録』（以下「本目録」という）が編集・作成されている（葉養 2009）。

本目録には、本目録に掲載されている資料が安嶋彌の旧蔵資料であり、「故佐藤秀夫・前国立教育政策研究所名誉所員、渡辺宗助・前国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長が旧目黒庁舎に保管していたものを、安嶋氏の快諾をもって、再度編者が整理分類したものである。」（荒井 2009 iii頁）との記載とともに、「『資料』は、現在国立教育政策研究所教育図書館において閲覧に供されている。」（iii頁）との記載がある。

学校教育法逐条メモ（以下「本メモ」という）は、本目録において、【BOX16】学校教育法関係 No12 との分類がされている資料であり、作成者・機関（出版社）は「安嶋彌」とある（本多・荒井 2009 42頁）。本目録では、本メモに関する他の情報としては、サイズが B5 であることが記載されているのみであり、本メモの作成時期や記載内容その他の情報は、本目録からはうかがい知ることができない。

安嶋は、1946年（昭和21年）5月に文部省に入省し、学校教育法、私立学校法の立案に携わり、後には初等中等教育局長、文化庁長官を歴任した人物であり（荒井 2008 1頁、10-13頁）、本メモには学校教育法に関する重要な情報が含まれる可能性がある。

1-2. 学校教育法逐条メモの概要

本メモを実際に確認したところ、国立教育政策研究所においてマイクロフィルム化されており、その外観は図1のとおりである（アないしエの記号は筆者が説明のために付したものである）。

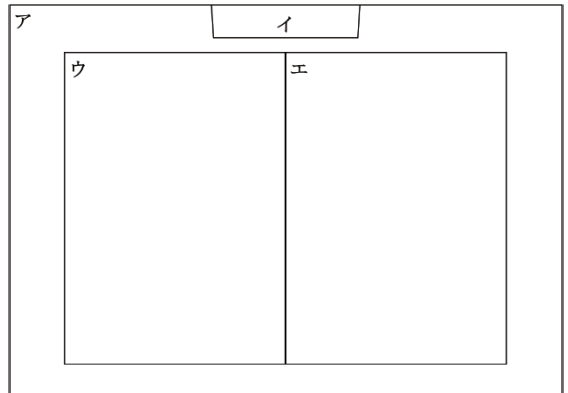


図1 学校教育法逐条メモ（マイクロフィルム）の外観 筆者作成

ウ及びエの部分はノート様で、ウ、エのそれぞれが B5 サイズであることから、B5 版のノートを開いた状態でマイクロフィルムに収録されていると思われる。一部、片面のみが収録されているものもあるが、これが本メモの本体部分である。アの部分、イの部分には、それぞれ国立教育政策研究所においてマイクロフィルム化の際に設けたと思われる余白、通し番号が存在している。

本メモ本体は、用紙を縦に用いて縦書きにより文字が記載されており、1947年（昭和22年）の制定当時¹の学校教育法の1条から108条までの全条文の活字の条文が条ごとに切り貼りされており、多くの条文には、当該条文に対応すると思われる戦前の法令や学校教育法の立案過程における案らしき活字の条文が切り貼りされている（以下、それぞれ「条文部分」、「旧規定部分」、「立案過程案部分」という）。また、全条文のうち半数以上の条文には、手書きによる「説明」が付されている（以下「説明部分」という）。さらに、これらの類型に含まれないその他の活字の文章が切り貼りされているものもある（以下「その他の部分」という）。

これらの本メモの文字のうち、条文部分、旧規定部分及び立案過程部分、その他の部分の記載は、その文言を容易に読み取ることができるが、説明部分は、もともとの字の癖や崩れ、取り消し線や挿入記号を用いての加除訂正などにより、容易には読み解くことができず、「解読」という作業が必要な部分も多い。

本メモの構成等の詳細については、後に3-1ないし3-4において、いくつかの条文を例に具体的に説明、検討する。

2. 先行研究の状況と本研究の意義

2-1. 先行研究の状況

2-1-1. 佐々木らによる法及び規則の立案過程研究等の内容

学校教育法（以下単に「法」という）の立案過程については、佐々木（1980a）、佐々木（1980b）、大橋・佐々木（1983）、佐々木・鈴木・近藤ほか（1983）など、1980年代前半に複数の総合的な先行研究が存在しており、1946年（昭和21年）8月22日の学校教育法要綱案から1947年（昭和22年）3月8日の学校教育法案までの間の複数の立案過程案の存在の摘示と検討が行われている。また、これと関連して法の下位規則である学校教育法施行規則（以下単に「規則」という）の立案過程についても、上記佐々木ら（1983）の一部として夏目（1983）が、1946年（昭和21年）12月ごろの学校教育法施行規則（省令）要綱から1947（昭和22年）年4月19日の学校教育法施行規則案までの間の複数の立案過程案の存在の摘示と検討を行っている。

これらの先行研究は、「戦後教育資料」、「春山順之輔文書」、「辻田力旧蔵資料」、「坂元彦太郎旧蔵文書」、「枢密院文書」、「占領文書」などから、そこに収録されている法案、規則案を収集して、立案過程の各時点における条文の文言や構造の変化を示すとともに、その変化の理由を明らかにするものである。これらの研究が法案や規則案の変化の理由を明らかにする際には、法案や規則案同士を対比して変化の理由を推認するという方法を用いており、立案担当者へのインタビューやその説明が記載された資料など、変化の理由を直接に示す方法を用いていないという特徴がある。

なお、近時、小美野（2018）が規則のうち懲戒退学の規定に絞ってその立案過程を検討しているが、同研究は、1947年（昭和22年）5月6日付規則案を検討対象と加えているほかは、使用した法案、規則案も、変化の理由の推認方法も上記1980年代前半の先行研

究と同じである。

2-1-2. 安嶋自身による法の立案過程研究の内容

安嶋自身も、安嶋（1983）において「私の承知する範囲で学校教育法制定の実際の経過を述べることにする。」（56頁）として、1947年（昭和22年）1月15日の学校教育法案から同年3月15日の帝国議会への法案提出までの期間の経過や条文の変化を示すとともに、条文の変化の理由について、安嶋自身の説明によって明らかにしている。安嶋は、「昭和21年5月に文部省に入り、学校教育局に配置されて、学制改革の根幹をなす学校教育法の制定事務に従事した。」（54頁）、「総則、雑則、就学義務や設置義務に関する規定の起草を分担し、内藤氏（※引用者註：内藤誉三郎文部省官房文書課事務官（当時））を補佐しながら、全体の事務長のような役割を担当した。」（60頁）とのことであり、同論文において安嶋が述べることは、まさに立案担当者が法案の変化の理由を直接に説明するものであるといえる。

もともと、安嶋も同論文において、「何分にも35年も前のことであり、当時なら即答できたことであっても、今日記憶の定かでないことが少なくない。従って、あえて推測にわたった部分については、そのことを明示しながら述べることにした。」（56頁）と述べており、安嶋（1983）には必ずしも法の立案当時の認識が忠実に示されている訳ではなく、検討の対象とされている法の条文も合計27の条文に限られている。

なお、安嶋（1986）は、法のほかに私立学校法の制定経過等も記載されているが、法の制定経過に関する部分は誤字の訂正など形式的な修正を除き安嶋（1983）を初出とする同内容のものである。

2-1-3. 本メモに関する先行研究

佐々木らによる1980年代前半の研究、小美野（2018）、安嶋（1983）は、本メモの記載内容にもその存在自体にも全く言及していない。荒井の安嶋に対するオーラルヒストリー（荒井2008）においても本メモについては全く触れられていない。その他、本メモに関する研究を調査したが、本メモを用いた研究や内容の紹介は存在せず、本目録に資料名等の情報が掲載されているのが、現時点で本メモに関して

公になっている情報の全てであると思われる。

2-2. 本研究ノートの意義

2-2-1. 本メモの法及び規則の立案過程研究に対する影響可能性

本メモは、従来の法及び規則の立案過程の研究において用いられていなかった資料であり、しかもその作成者が法の立案担当者であった安嶋であるという点に大きな特徴がある。

先行研究のうち佐々木・鈴木・近藤ほか(1983)などとの関係では、これらの研究が法案及び規則案の条文の変化の理由について対比により推認するという手法を用いているのに対し、本メモは条文の変化の理由が立案担当者により直接に説明されているという点において、優れた資料といえる可能性がある。

安嶋(1983)との関係でも、この研究が35年後から法案の立案過程を回顧するものであり、対象条文も27に限られているのに対し、本メモでは法の半数以上の条文の説明がなされており、その成立時期や説明の内容によっては、安嶋(1983)よりも信頼性や網羅性の点で、優れた資料といえる可能性がある。

本メモは、従来の立案過程研究にはない新たな知見をもたらす教育法制史の資料となるかもしれない。

2-2-2. 本メモの現在の法及び規則の解釈に対する影響可能性

法も規則も、1947年(昭和22年)の成立以来、複数の改正を経ており、2007年(平成19年)には特に大きな改正がなされているが、未だにその基本的な構造及び文言を維持しており、現行法として学校の種類、組織等の基本的な事項を規律している。

旧教育基本法(昭和22年法律第25号)や教育委員会法(昭和23年法律第170号)といった同じく戦後の重要な教育関係立法に位置づけられる法令が、既に廃止されて現行法の地位を失っており、これらの法令の立案過程の解明が歴史的意味や現行法令に至る経緯の一つとしての限定的な意味しか持たないのに対し、法及び規則は現行法であり、本メモを用いて立案過程における立案担当者の意図や問題意識を明らかにすることで、法及び規則の解釈、適用に直接的な影響を与えうる。

そうすると、本メモは単に教育法制史の資料であるにとどまらない、現行法の解釈及び適用に影響を与えうる資料であるかもしれないといえる。

2-2-3. 本メモの最初の研究としての本研究ノートの意義

本メモは法及び規則の立案過程の解明並びに解釈、適用に関して重要な資料である可能性があるが、先に述べたとおり、本メモ自体についての研究は、全く手付かずの状態である。

本研究ノートは、本メモに記載された法のいくつかの条文を題材に、本メモの各部分がどの時期に成立したのかを特定するとともに、本メモがいかなる性質と役割を有していた資料であるのかを明らかにするものであって、今後の本メモを用いた本格的な法及び規則の研究の前提となる研究として、大きな意義を有するものである。

3. 本メモの構成と記載の解読

本研究ノートでは、本メモのうちその作成時期の特定や本メモの性質や役割を判断し資料としての価値を評価するうえで重要と思われる、法1条、13条、43条及び49条に絞って、詳細を検討する。

3-1. 法1条の構成と記載の解読

本メモは、図2の構成となっている(A(条文部分)、B(説明部分)などは筆者が説明のために付したものである。以下同じ)。

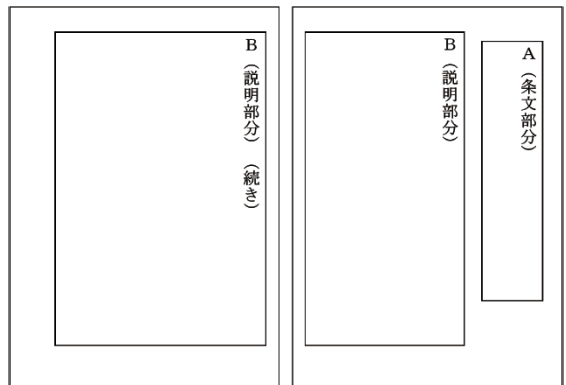


図2 本メモの法1条の構成 筆者作成

学校教育法逐条メモ（安嶋彌旧蔵資料）とその活用可能性

A（条文部分）には、以下の記載がある²。

学校教育法 昭和二十二年三月三十一日 法律第二十六號

第一章 総則

第一條 この法律で學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。

B（説明部分）には、以下の記載がある³。

（説明）

本條は、[内閣] 法制局（以下「法制局」という）審議の議論の過程において設けられた。本法における「學校」の定義であるとともに、幼稚園を學校の一種とした点に新し[い意味]さがある。旧制[度]においては、幼稚園は、學校に含まれ[ておらず、従ってこのことは、私立學校令がその第十六條の]ていなかったのである。[規定によって、私立幼稚園に準用されていたことから分る。]「學校とは、一定の場所において、期間を定め、特定多数者に対して、定められた教育課程に従って、教育を行う人的、物的[要素をもって組織された] 一体的施設 [をいう]」といった[実質的な] 定義もあり、そのようなことも検討されたが、ここではこうした実質的な定義は避けられている。ただ、こうした「実質的な」定義は、第八十三條の「学校教育に類する教育を行うもの」の記定（※筆者註、原文のママ）をめぐる、問題となるわけである。

なお、当時、新憲法はすでに公布されていたが、新しい法律の型はまだ定かではなかった。今日のように、「目的」、「趣旨」、「定義」、「解釈規定」とい[う]た順序で[法律が] 整理規定が[行]わされるとい[う] [定まった] 型はな[く] [定かではな[く]、]も索の時期であって、学校教育法案 [の立案] は、そのきわめて初期のものであるに[行]わ[れ]ている。

私立學校令第十六條

「本条 [ノ規定] [ハ] 私立幼稚園ニ準用ス」

3-2. 法13条の構成と記載の解説

本メモは、図3の構成となっている。

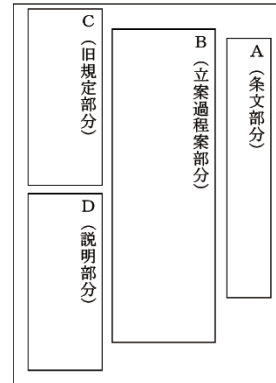


図3 本メモの法13条の構成 筆者作成

A（条文部分）には、以下の記載がある。

第十三條 左の各號の一に該当する場合には、監督廳は、學校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

B（立案過程案部分）には、以下の記載がある。

第十五條 左の場合においては、監督廳は、公立又は私立の學校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に違反したとき
- 二 安寧秩序を乱し又は風俗を壊乱する虞のあるとき
- 三 六箇月以上規定の授業をしないとき
- 四 法令の規定により、監督廳のした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

C（旧規定部分）には、以下の記載がある。

私第十條 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立學校ノ閉鎖ヲ命スルコトを得

- 一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 安寧秩序ヲ棄乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ
- 三 六箇月以上規定ノ授業ヲ為サルトキ
- 四 法令ノ規定ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

私第十二條 第十條ニ依ル処分ニ對シテハ訴

願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

D (説明部分) には、以下の記載がある。

(説明)

原案は、旧私立学校令第十條を踏襲しているが、第二号が□□どこで削られたか定かではない。

3-3. 法43条の構成と記載の解読

本メモは、図4の構成となっている。なお、D (その他の部分) は、紙片の上部のみが糊付けされているようで、マイクロフィルムには紙片がそのままのもの、紙片をめくって紙片の下の記載が読めるようにしてあるものの両方が収録されている。



図4 本メモの法43条の構成 筆者作成

A (条文部分) には、以下の記載がある。

第四十三條 高等學校の學科及び教科に関する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

B (立案過程案部分) には、以下の記載がある。

第四十九條 高等学校の学科は、命令でこれを定める。

C (説明部分) には、以下の記載がある。

法制□□は、高等学校の教育程度がどの程度であるべきかについては、定かではなかった。学校教育局内において、高等学校を、後期中学校、高等中学校という仮称を用いていたころは、どちらかといえば、中等教育程度を予想していたのであろう。

一方、教育刷新委員会は、(※筆者註、5文字

程度分の空白) の建議に□において、高等専門学校程度ということをいっている。

学校教育局は、結局その中間□を考えていたのではないかと思う。

今日の高□高等学校の教育内容は、教科にもよるが、かなり高く旧制の高等専門学校に近い部分もあるように思う。

しかし、その高等学校に、[□] 九十 [三、] 四□の者が進学するなどとは、全く、□□だにできなかった。制度の所期と実体がずれているので□る。

もっとも、青年学校を定時制高等学校に切りかえたのであるから、その点からすれば、大衆的な教育機関になっておかしくはないのであるが、そうすると、刷新委員会の考え□□□と逆にずれてくることになる。

D (その他の部分) には、以下の記載がある。

二 新制高等学校の程度に関すること (昭和二二年三月二八日第二九□総会採択)

新制高等学校の内容が新時代の要求に適應するものであることはいうまでもないがその程度はおよそ現在の高等専門学校の程度を基準とすること

3-4. 法49条の構成と記載の解読

本メモは、図5の構成となっている。

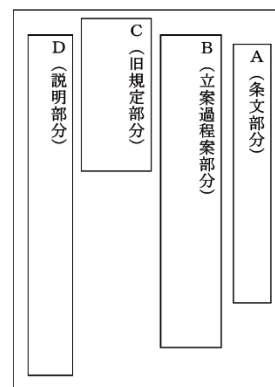


図5 本メモの法49条の構成 筆者作成

A (条文部分) には、以下の記載がある。

第四十九條 高等學校に関する教科用図書、

学校教育法逐条メモ（安嶋彌旧蔵資料）とその活用可能性

入學、退學、轉學その他必要な事項は、監督廳がこれを定める。

B（立案過程案部分）には、以下の記載がある。

第五十四條 高等学校の設備、編制、学科目及びその程度、教科用図書、生徒の入学、退学、轉学、卒業及び懲戒に関する事項は、命令でこれを定める。

C（旧規定部分）には、以下の記載がある。

中第十二條 中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場合ニ於テ文部大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

中第十三條 中等学校ノ設備、編制、教科、教授訓練、生徒ノ入学、退学、轉学及懲戒等ニ関スル規程並ニ實業学校ノ学科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

高第十七條 高等学校ノ設備、編制、学科目及其ノ程度、教科書並ニ生徒ノ入学退学及懲戒、授業料、入学科等ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

F（説明部分）には、以下の記載がある。

（説明）

原案の設備、編成は第二條へ、[学]科目及びその程度は第四十三條へ、懲戒は第四十三條へ、それぞれ分口された。

4. 本メモの作成時期並びに本メモの性質及び役割

4-1. 本メモの条文部分、旧規定部分及び立案過程案部分の特徴及び成立時期

4-1-1. 条文部分の特徴と作成時期

本メモの条文部分は、法1条、13条、43条及び49条のいずれも印刷の状態や改行位置などが共通であり、同一の資料を基に条文ごとに切り貼りして用いている。

法は、1947年（昭和22年）3月7日、法案が閣議決定され、同月8日、枢密院に下付、その後、同月13日に政府の伺いにより字句修正がなされたが枢密院による修正はなく、同月15日、第92回帝國議会議に提出、衆議院、貴族院ともに無修正で可決されている（大橋・佐々木1983 46-47頁）。したがって、条文

の文言そのものからは1947年（昭和22年）3月13日以降に作成されたという限度でしか特定できない。もっとも、法1条の条文部分には、「学校教育法」という表題に続いて、「昭和二十二年三月三十一日法律第二十六號」との記載があり、これを踏まえると同月31日以降に作成されたものと考えられる。

ところで、条文部分の文字表記に注目すると、「學（学）」（1条、13条、43条及び49条）や、「號（号）」、「當（当）」（いずれも13条）が旧字体で記載されていることがわかる。しかし、法の正式な条文というべき、同月28日付の天皇による署名原本（内閣1947）、法が掲載された同月31日付の官報（国立印刷局1947）のいずれもが新字体の「学」「号」「当」を用いており、法の「正式な」条文において旧字体の「學」「號」「當」を用いているものは存在しない。

条文部分は、1947年（昭和22年）3月31日以降に、法の正式な表現が新字体であるにもかかわらず、旧字体により作成された資料の写しであるということになる。

4-1-2. 旧規定部分の特徴と成立時期

本メモの旧規定部分の文言からは、本メモの法13条に「私第十條」とあるのが1919年（大正8年）改正後の私立学校令10条の条文であること、法49条に「中第十二條」、「中第十三條」とあるのが1943年（昭和18年）制定の中等学校令12条、13条の条文であること、「高第十七條」とあるのが1918年（大正7年）制定の高等学校令17条の条文であることがわかる。

それ以上に、具体的にいつの時点におけるどのような資料の写しであるのかは不明であるが、おそらくは法の立案当時に通用していた規定を参考のために貼付したものと思われる。

4-1-3. 立案過程案部分の特徴と成立時期

法の立案過程における法案として知られているのは、表1のものであり、本メモの立案過程案部分に貼付されているのが、いずれの法案であるのか又は未発見の法案であるのかが問題となる。

表1 法の立案過程における法案一覧

年月日	名称
1946年(昭和21年)8月22日	学校教育法要綱案
10月27日	学校教育法要綱案
12月24日	学校教育法要綱案
12月28日	学校教育法案要綱
12月28日(推定)	THE SCHOOL EDUCATION LAW
1947年(昭和22年)1月14日	学校教育法案
1月14日	THE SCHOOL EDUCATION LAW (Draft)
1月15日	学校教育法案
1月17日	学校教育法案
1月末(推定)	SCHOOL EDUCATION LAW
2月18日	学校教育法案
2月27日	学校教育法案
3月7日	学校教育法案要綱
3月8日	学校教育法案

※大橋・佐々木(1983)42頁を基に筆者作成

本メモの立案過程案部分は、本メモの法13条、43条及び49条に貼付されているが、いずれも印刷の状態や改行位置などが共通であり、同一の資料を基に切り貼りして用いている。

学校の閉鎖の規定が15条、高等学校の学科の規定が49条、高等学校の設備、入退学等の規定が54条として定められている点に特徴があり、こうした特徴に当てはまる法案は、1947年(昭和22年)1月15日付法案のみである。同法案は閣議に付議された際に添付されているものである(学校教育局庶務課1947)が、その書体や改行位置、文字の印刷の擦れ等は、本メモの立案過程案部分と完全に一致しており、閣議提出版の写しが本メモの立案過程案部分であるといえる。

なお、法1条の学校の範囲に関する規定は、1946年(昭和21年)12月28日付法案により削られ、1947年(昭和22年)2月27日付法案において復活するという経緯を辿っていることが既に指摘されており(大橋・佐々木1947 44頁、46頁、50頁)、同年1月15日付法案には存在しないことから、本メモの法1条にも立案過程部分が貼付されていないと考えられる。

4-2. 本メモの説明部分の特徴

本メモの説明部分は、印刷したものを貼付したのではなく、直接に本件メモに手書きで書きこまれたものであると思われる。

4-2-1. 法43条の説明部分の特徴

法43条の説明部分は、その他の部分として貼付された紙片も合わせると、教育刷新会議が新制高等学校の水準について高等専門学校程度を想定していたという指摘をしていると考えられる。同趣旨の指摘は、安嶋(1983)65頁においてもなされており、さらに同頁には「当時は高等学校への進学率が90%を超えるといった今日の状況は夢想だにできなかった。大部分の生徒が中学校から実社会に巣立つという前提で中学校、高等学校の教育が考えられていた。」との記載もある。

かかる記載を踏まえ、再度、本メモの説明部分の判読不明部分の記載を推測すると「しかし、その高等学校に、[約]九十[三、]四%の者が進学するなどは、全く、夢想だにできなかった。制度の所期と実体がずれているのである。」⁴と読むことができ、本メモと

安嶋（1983）65頁とは、同一の内容が微妙に異なる表現で記載されていることがわかる。

学校基本調査に基づく統計⁵によれば、わが国において高等学校等への進学率が93%台、94%台であった時期は、通信制課程（本科）を除いたものが1977年（昭和52年）から1991年（平成3年）、これを含んだ全体が1984年（昭和59年）から1990年（平成2年）（ただし、1983年（昭和58年）以前は統計なし）であることが判明しているから、本メモの「高等学校に、約九十三、四%の者が進学するなどとは、全く、夢想だにしなかった。」との記載は、1977年（昭和52年）から1991年（平成3年）の間になされたものであると解される。

4-2-2. 法13条の説明部分の特徴

次に、法13条の説明部分には、旧私立学校令10条を踏襲している「原案」の2号、すなわち「安寧秩序を乱し又は風俗を壊乱する虞があるとき」に学校の閉鎖を命ずることができるという規定が「どこで削られたか定かではない」とある。ところが、安嶋（1983）には、「第2号は内容が不明瞭であるという理由によって決定案では削られている。CIE段階における修正であるが、監督庁の裁量の幅を縮小する趣旨からであろう。」（61頁）とある。

本メモの法13条の説明部分にいう「原案」というのは、同条に立案過程案部分として貼付されている1947年（昭和22年）1月15日付法案のことであろうが、本メモの説明部分では不明とされていた2号の削除時期が、安嶋（1983）では、1947年（昭和22年）1月から2月のCIEと折衝段階での修正であることが特定されており、時系列としては本メモが前、安嶋（1983）が後であると考えることが自然である。

4-2-3. 法49条の説明部分の特徴

さらに、法49条の説明部分には、「原案」の「設備、統制」の規定が2条に、「学科目及びその程度」の規定が43条に、「懲戒」の規定が13条に分けられたという趣旨の記載がある。ここにいう「原案」というのも、先と同様に立案過程案部分として貼付されている1947年（昭和22年）1月15日付法案のことにように思える。しかし、同日付の法案以降の法案に

おいて「設備、統制」の規定を2条、「懲戒」の規定を13条に置いたものは存在せず、これらの規定が2条、13条に置かれているのは1947年（昭和22年）1月15日付法案それ自体である。

したがって、法49条の説明部分における「原案」が同日付法案であるとする、条文の置かれている位置が整合していない。他方、「原案」が同日付法案よりも前の法案であり、同日付法案を作成するに当たっての検討内容の説明であると解すると、「設備、統制」と「懲戒」は整合するが、「学科目及びその程度」の規定は同日付法案では43条には置かれておらず、やはり条文の置かれている位置が整合しない。

法49条の説明部分の記載は、説明の対象としている法案が一定していないか、説明における条文の間違いが存在すると考えるほかはない。なお、安嶋（1983）は法49条を検討対象に含んでおらず、同条に関する記載はない。

4-2-4. 法1条の説明部分の特徴

法1条の説明部分には、本条が内閣法制局の審議の過程において設けられたとあり、安嶋（1983）にも、「決定案第1条の学校の定義に関する規定は、法制局段階における新設である。」（61頁）と同趣旨の記載がある。しかし、先に述べたように、法1条の学校の範囲に関する規定は、1946年（昭和21年）12月28日付法案で削られたものの、同月24日付以前の法案では存在しており（大橋・佐々木1947 44頁、46頁、50頁）、本メモや安嶋（1983）における内閣法制局の段階で「新設」や「設けられた」との説明は、法の立案過程からすると誤りであるといえる。

4-3. 本メモの作成時期並びに性質及び役割

本メモにおける説明部分の記載と、安嶋（1983）の記載とは、先に検討した法1条、13条、43条及び49条のみを見ても一致しない類似している箇所が多く両者が関連していることは明らかであり、しかも作成順序は、本メモが前、安嶋（1983）が後であることがわかる。また、本メモに立案過程案部分として貼付されているのは、1947年（昭和22年）1月15日付法案、条文部分として貼付されているのは、同年3月31日付で施行された法の条文（ただし、旧字体を用

いたもの)であるところ、安嶋(1983)の検討対象は、1947年(昭和22年)1月17日の閣議請議案(ここに添付されているのが同月15日付法案である)から同年3月15日の帝国議会提出の政府案(これは最終的に成立した法と同じものである)であり、本メモと検討対象時期の始期及び終期が一致している。

さらに、先に述べたとおり、本メモが作成されたのは、1946年(昭和21年)から1947年(昭和22年)の法が立案された当時やその直後ではなく、少なくとも1977年(昭和52年)以降であると考えられるが、安嶋(1983)は、1981年(昭和56年)秋に国立教育政策研究所編の日本近代教育百年史を見て枢密院修正に関する記述の誤りに驚いたことを契機として、「学校教育法の起草に直接関係し、また枢密院の予備審査にも陪席した者として、事実を明らかにしておく責務のごときものを感じて本稿をしたためることとした。」(55頁)と述べており、「日本近代教育百年史」の閲覧以前には安嶋が法の立案過程について振り返りまとめるような契機もなかったものと考えられる。

以上述べたことからすれば、本メモは、安嶋(1983)の論文を執筆する準備のため、1981年(昭和56年)秋から同論文が出版された1983年(昭和58年)3月までの時期に、安嶋が法の成立当時の条文、1947年(昭和22年)1月15日法案、関連する旧規定を、活字資料の写しから切り貼りしてB5版ノートに貼付して整理したうえで、自身の記憶する法の立案過程を手書きにより記載してまとめたもの、端的に言えば「論文執筆のための整理ノート」であることが結論付けられる。

このように考えれば、安嶋(1983)や荒井(2008)などにおいて本メモに触れられていないことや、本メモと同時期に行われた佐々木・鈴木・近藤ほか(1983)などの研究が本メモを用いていないこと、今日に至るまで本メモを用いた研究や本メモの内容を紹介する研究がなかったことも容易に理解できる。安嶋自身にとっては、本メモは単なる論文執筆のための整理ノートであり殊更に出典として明記したり言及したりすべき資料ではなく、他の研究者にとっては、本目録が2009年(平成21年)に荒井により作成され本メモのマイクロフィルムが教育図書館に

において公開されるまでは、アクセスが不可能又は著しく困難な資料であったのである。

5. 本メモの研究資料としての価値と活用可能性

本メモは、1981年(昭和56年)秋から1983年(昭和58年)3月に作成されたものであり、安嶋が法の立案から35年以上経過してから、当時を思い返して作成したものである。実際に、本メモの説明部分の記載には、法13条のように安嶋(1983)において記載を改めたもの、法49条のように説明の対象が一定していないか条文の間違ひがあるもの、法1条のように法の立案過程からすると誤りが記載されているものもあり、本メモの記載には、法の立案過程における「真実」や立案担当者の「立案当時の認識」とは異なる可能性があり、その正確性や信頼性は必ずしも高いとはいえない。

しかしながら、安嶋(1983)が取り上げている法の条文は、合計27の条文に限られているのに対し、本メモでは合計60の条文について安嶋による説明がなされており、本メモの記載には、他の文献、資料にはない情報も存在する。例えば、本メモの法1条の説明部分には、「学校」の定義について、「一定の場所において、期間を定め、特定多数者に対して、定められた教育課程に従って、教育を行う人的、物的要素をもって組織された一体的施設をいう」といった「実質的な定義」を行うことが立案過程において検討されたという記載がある。このような学校の実質的な定義を行うことの検討がされたことは、安嶋(1983)には記載がなく、内藤(1947)や天城(1949)、伊藤・宮地(1950)といった文部省内の者が法の成立直後に執筆した逐条解説書における法1条や学校制度に関する解説にも全く記載されておらず、現代には伝わっていない情報であると考えられる。また、法の法案として知られている1946年(昭和21年)8月22日法案から1947年(昭和22年)3月8日法案までのどの法案にも、学校の実質的な定義がなされている法案は存在せず、学校の実質的な定義を行うことは文部省の学校教育局内での検討にとどまったと思われるが、法案に反映されていない内部の検討事項は、立案過程の法案を比較して検討する佐々木・鈴木・近藤ほ

学校教育法逐条メモ（安嶋彌旧蔵資料）とその活用可能性

か(1983)などの研究方法によっては検出することができない情報である。

本メモの正確性や信頼性については、他の資料と照合するなど慎重に検討する必要があるものの、本メモには、法1条以外にも他の文献、資料にはない立案担当者しか知り得ない情報が含まれている可能性が大いにあり、そうした意味において研究資料としての大きな価値があり、今後の法及び規則の研究において活用できる資料であるといえる。

註

¹ ただし、その正確な意味については、4-1-1において詳しく検討する。

² 本メモの成立時期や切り貼りの元となった資料の特定に役立つ可能性があるため、判読可能な限り、本メモにおける旧字体の表現は、本研究ノートでも旧字体を用いて表現する。

³ 元の文章に後から書き加えられていると思われる部分には角括弧〔 〕、元の文章が消されていると思われる部分には取り消し線(-)、元の文書の判読不明部分は文字数に応じて四角(□)を用いて表現する。

⁴ 太字下線部分が、安嶋(1983)65頁を踏まえ、筆者が文字を推測した部分である。

⁵ 「学校基本調査 年次統計 4 進学率(1948年～)」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040>) (2020年(令和2年)7月29日最終確認)

参考文献

- 天城勲(1949)『学校教育法逐条解説』第一法規出版
 荒井英治郎[編](2008)『教育行政の戦後三十年—安嶋彌オーラルヒストリー—』東京大学大学院教育学研究科
 荒井英治郎(2009)「解説と凡例：安嶋彌旧蔵資料目録」『安嶋彌旧蔵資料目録』国立教育政策研究所、iii-iv頁
 伊藤日出登・宮地茂(1950)『新教育法令読本』日本教育振興会
 大橋基博・佐々木亨(1983)「学校教育法の形成過程—学校教育法の諸草案の特徴と変遷を中心に—」『教育学研究』50巻4号、41-50頁

- 小美野達之(2018)「学校教育法施行規則26条3項の定める懲戒退学事由の歴史的変遷」『スクール・コンプライアンス研究』6号、62-72頁
 学校教育局庶務課(1947)『学校教育法案(閣議請議)』国立公文書館、請求番号：昭59文部00004100
 国立印刷局(1947)『官報』6061号、211-215頁
 佐々木亨(1980a)「学校教育法の成立過程1」『専修大学社会科学研究所月報』207号、1-24頁
 佐々木亨(1980b)「学校教育法の成立過程2」『専修大学社会科学研究所月報』208号、1-23頁
 佐々木亨・鈴木英一・近藤正春ほか(1983)「学校教育法の成立過程の総合的研究(その2)」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』30巻、385-429頁
 内閣(1947)『学校教育法・御署名原本・昭和22年・法律第26号』国立公文書館、請求番号：御30222100
 内藤誉三郎(1947)『学校教育法解説』ひかり出版社
 夏目達也(1983)「一 学校教育法施行規則案の形成過程」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』30巻、386-394頁
 葉養正明(2009)「はしがき」『安嶋彌旧蔵資料目録』国立教育政策研究所、はしがき
 本多正人[監修]・荒井英治郎[編](2009)『安嶋彌旧蔵資料目録』国立教育政策研究所
 安嶋彌(1983)「学校教育法制定経過覚書」『国立教育政策研究所研究集録』6号、53-73頁
 安嶋彌(1986)『戦後教育立法覚書』第一法規出版